

## 北海道アルコール健康障害対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に基づき、本道における総合的なアルコール健康障害対策の推進を図るため、北海道アルコール健康障害対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アルコール健康障害対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 北海道アルコール健康障害対策推進計画に関すること。
- (3) その他前号に掲げる事項に関し、必要なこと。

### (構成機関)

第3条 推進会議の構成は、次に掲げる機関・団体の中から保健福祉部長が決定する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 大学研究機関
- (3) 警察・消防機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 当事者団体・回復施設
- (6) 酒類製造販売業関係団体
- (7) その他保健福祉部長が適当と認める機関・団体

### (会議の開催)

第4条 推進会議の開催は保健福祉部長が通知する。

2 保健福祉部長は、推進会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成機関等にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 推進会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

### (議事進行)

第5条 推進会議の議事進行は保健福祉部障がい者支援担当局長（以下、「局長」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、局長は推進会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

### (部会)

第6条 必要に応じ、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成機関は、局長が定める。

### (庶務)

第7条 推進会議の開催に当たり必要な庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附則

この要綱は平成28年11月4日から施行する。

附則

この要綱は令和2年5月29日から施行する。